平成31年1月11日

報道関係者各位

## 宅地建物取引業協会と空家等の有効活用等に関する 協定を結びます

習志野市と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葉支部が、「空家等の有効 活用等に関する相談業務」の協定を結びます。

締結にあたり、下記のとおり調印式を行います。

記

時:平成31年1月22日(火)午前10時~午前11時  $\boldsymbol{\mathsf{B}}$ 

場 所:習志野市役所 市庁舎3階 特別会議室

## 協定書の趣旨

習志野市では、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葉支部の協力のもと、 空き家の有効活用に関する相談業務の一環として、相談員の現地派遣等を実施します。 「売却」「解体」「賃貸」等、空き家所有者からの相談業務を円滑に行うことを目的に、

「空家等の有効活用等に関する相談業務」の協定を締結するものです。

## 連携内容

- (1) 空家等の活用方法の提案に関すること
- (2) 賃貸、売買、適正管理等の取引動向に関すること
- (3) リフォーム、増改築、解体等の取引動向に関すること
- (4) 専門業種の紹介に関すること

問合せ先

協働経済部防犯安全課

担当:平野 誠一(課長) 電話:047-407-3828

